

## 情報提供セミナーのご案内

## ロシアでの事業継続・縮退に伴う法的課題

一般社団法人ロシアNIS貿易会

2023.1.19

ロシアNIS貿易会では2月2日(木)に「ロシアでの事業継続・縮退に伴う法的課題」と題する報告会をリモートで開催いたしますので、ご案内申し上げます。

昨年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻に端を発した西側諸国による対ロ制裁及びロシア政府による制裁対抗措置の直接あるいは間接的な影響により、ロシア事業を取り巻く環境は大きく変化し、日本企業は戦略的な判断を求められています。

今回のセミナーでは、8月25日に実施したセミナーに続いて、多くの日本企業と協力実績を有するALRUD法律事務所(モスクワ)の法律専門家を講師にお招きし、ロシアでの事業継続・縮退に伴う実務上の諸課題につき解説をしていただきます。今回は、①ロシア子会社の持分・株式処分の実務、②利益配当の許可に関わる最近のロシア政府の動き、③相殺による融資返済の条件、④貿易債権や売掛金の回収方法、⑤ロシア支店の閉店に伴う資産の処分を中心にお話をさせていただきます。

参加をご希望の方は、下記の申込リンクより、**2月1日(水)日本時間12:00まで**にお申し込みください。参加登録いただいた方には、開催前日までに当日のZoomリンクをお知らせいたします。

今回のセミナーのテーマに関して、事前に質問のある方は、申込フォームの「事前質問」にご記入ください。当日のセミナーのQ&Aの時間に紹介させていただきます。人数制限についてはとくにありません。

## 報 告

## 「ロシアでの事業継続・縮退に伴う法的課題」

アレクサンドル・クレシヨフ ALRUD法律事務所 主任法務専門家

セルゲイ・アルテムエフ ALRUD法律事務所 主任法務専門家

セルゲイ・ミラノフ ALRUD法律事務所 オフ・カウンセラー

## 日 時

2月2日(木) 日本時間16:00~18:00(モスクワ時間10:00~12:00)

## 言 語

日露(逐次通訳)

## 参 加 費

無 料

## 申 込 リンク

[https://www.jp-ru.org/entry/?post\\_id=12308](https://www.jp-ru.org/entry/?post_id=12308)

## お問い合わせ先

[seminar@rotobo.or.jp](mailto:seminar@rotobo.or.jp) Tel: (03) 3551-6218

(緊急の場合を除き、お問い合わせはなるべくメールでお願いします)

担当: 斉藤、服部